

(案)

環 審 第 号
平成23年 月 日

沖縄県知事
仲井眞弘多 あて

沖縄県環境審議会
会長 大森保

沖縄県環境影響評価条例の改正について（答申）

平成23年9月16日付け沖縄県諮問環第10号にて諮問のあったみだしのことについては、別紙のとおり答申します。

なお、沖縄県環境審議会として、下記のことについて意見を付すこととしたので、県は沖縄県環境影響評価条例施行規則等において対応するとともに、環境影響評価制度の一層の推進に取り組んでいただきたい。

記

1 対象事業の追加について

(1) 風力発電施設について

ア 風力発電施設の対象規模については、当該施設の事業特性や当該施設による環境影響の実態を踏まえるとともに、本県の豊かな自然環境は、島しょ性で環境容量が小さく環境負荷の増大に対して脆弱であるという特性を考慮して、他府県の規模要件よりも小規模なものとするなど、適切に設定すること。

イ 風力発電施設の対象規模の設定に当たっては、複数の施設が設置される場合や設置に当たっての改変面積等についても勘案すること。

ウ 風力発電施設の対象規模の設定に当たっては、パブリックコメントの実施について検討すること。

エ 新たな風力発電施設を、既存の風力発電施設に隣接して設置しようとする場合における環境影響評価の取扱いについて、沖縄県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）等において明らかにすること。

オ 海域において設置しようとする風力発電施設についても、対象事業とすることを検討すること。

(2) 条例の対象事業については、社会状況の変化や事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、今後とも、必要に応じて適切な見直しを行うこと。

2 配慮書手続について

(1) 事業の位置や規模又は施設の配置、構造等の決定に当たり、配慮書手続において設定する1又は2以上の複数案の考え方等については、技術指針で具体的に示すこと。その際、国において策定する基本的事項等を踏まえながら、「ゼロオプション」の考え方についても検討すること。

(2) 配慮書手続における説明会については、説明事項等の具体的な内容について、技術指針で示すこと。

(3) 知事が、配慮書について、環境の保全の見地からの意見を述べるに当たり、専門家等から意見を聴取した場合には、当該意見の内容等について公表すること。

(4) 配慮書手続は、事業の上位計画や政策の検討段階において環境への配慮を行う戦略的環境影響評価（以下「SEA」という。）制度の円滑な導入を推進する観点から設けるものであることから、県は、当該手続きの導入に止まることなく、将来的なSEAの導入について、国の動向も踏まえながら検討すること。

沖縄県環境影響評価条例の改正の骨子

1 対象事業の追加

対象事業として、風力発電所を追加すること。

なお、現行の沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）で既に「発電所の設置又は変更の事業」が対象事業として規定されており、対象となる個々の発電所の種類については条例施行規則で定めていることから、条例施行規則を改正して追加すること。

2 計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）手続の創設

- (1) 戦略的環境影響評価（SEA : Strategic Environmental Assessment）制度の円滑な導入を推進する観点から、現行条例の対象事業について、方法書作成前の手続きとして、新たに配慮書の手続を設けること。
- (2) 条例の対象としている個別事業に係る事業計画を策定しようとする者（以下「計画策定者」という。）は、当該事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の決定に当たり1又は2以上の複数案を設定し、当該複数案における環境保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）について検討しなければならないこととすること。
- (3) 前記(2)で設定した複数案の中に条例の対象事業に該当する可能性のある案を含んでいる場合は配慮書手続の対象とすること。
- (4) 想定される事業実施区域（以下「事業実施想定区域」という。）や事業の規模など前記(2)で設定した複数案からの事業計画の選定や、計画段階配慮事項、当該事項の選定並びに当該事項に係る調査、予測及び評価の手法等は、環境大臣が定める基本的事項に沿って、沖縄県環境影響評価技術指針で定めること。
- (5) 計画策定者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果等を記載した配慮書を作成し、知事及び事業実施想定区域を管轄する市町村長へ送付するとともに、当該配慮書及びその要約書を公表しなければならないこととすること。
- (6) 計画策定者は、配慮書の公表期間内に、関係地域の住民等に対する説明会を開催しなければならないこととすること。また、説明会の開催予定日は、予定日の1週間前までに公表することとすること。
- (7) 知事は、配慮書について、環境の保全の見地からの意見を述べるができるものとし、意見を述べるに当たっては、必要に応じて、専門家等から意見を聴取することができるものとする。

- (8) 計画策定者は、配慮書について、関係行政機関（環境の保全の見地から意見を述べる知事を除く。）及び県民等の環境の保全の見地からの意見を求めなければならないこととすること。なお、関係行政機関及び県民等は、計画策定者に対して、直接、意見を述べることとすること。
- (9) 計画策定者は、知事、関係行政機関及び県民等の意見を勘案して、設定した事業計画の複数案の中から一つの案を選定し、選定の経緯、選定した案、選定した理由を記載した書面を作成し、公表しなければならないこととすること。
- (10) 計画策定者は、配慮書の作成又は説明会の開催後、方法書の公告前までの間において、設定した複数案からの選定を再度行うことができるものとする。
- (11) 対象事業が都市計画に定められる事業である場合、又は対象事業に係る施設が都市施設として定められる場合には、当該対象事業に係る配慮書手続は、都市計画決定権者が行うこととすること。

3 方法書手続、準備書手続及び評価書手続の改正

- (1) 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見等を勘案して決定した事業実施区域等の事項を方法書に記載しなければならないこととすること。なお、技術指針において、配慮書手続において把握した環境情報等は、方法書の作成の際に活用することができる旨を定めること。
- (2) 事業者は、知事に対し方法書を送付する際、その要約書も併せて送付しなければならないこととすること。
- (3) 事業者は方法書、準備書及び評価書を作成したときは、当該図書及びその要約書を縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととすること。
- (4) 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととすること。
- (5) 条例施行規則を改正して、方法書についての知事意見を述べる期間を、現行の 60 日から 90 日とすること。

4 事後調査の手続の改正

改正法に基づき法対象事業に係る環境保全措置等の報告書の送付を受ける免許等権者が地方公共団体の場合、当該免許等権者は、知事（環境部局）に意見を求めることとすること。その際、知事は沖縄県環境影響評価審査会に意見を聞くことができることとすること。

当該免許等権者は、報告書に対して意見を述べる場合において、知事の意見があるときは、これを勘案しなければならないこととすること。

5 施行期日

改正後の条例は、公布の日から1年以内に施行すること。ただし、改正後の条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項の制定を規則へ委任する規定、配慮書に係る技術指針に関する規定は、公布の日から施行すること。

6 経過措置

- (1) 方法書、準備書及び評価書のインターネットの利用その他の方法による公表に係る規定については、当該規定に係る施行日以後に公告・縦覧を行う方法書、準備書及び評価書に対して適用すること。
- (2) 方法書説明会及び準備書説明会の開催等についての規定は、当該規定に係る施行日以後に公告・縦覧を行う方法書及び準備書について適用すること。
- (3) 配慮書手続についての規定は、当該規定に係る施行日前に方法書を公告した事業については、適用しないこと。
- (4) 改正条例の施行の際、行政指導等に基づいて作成された次に掲げる書類は、それぞれ次に定める書類とみなすこと。
 - ア 対象事業の計画立案段階において、1又は2以上の事業実施想定区域における計画段階配慮事項についての検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 計画段階環境配慮書
 - イ 配慮書とみなされる書類について知事が環境保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 知事の意見を述べた書面
- (5) 改正条例の施行後に、対象事業の計画策定者となるべき者は、改正条例の施行前において、改正条例の規定の例による配慮書手続を行うことができること。